藤井　靖久　佐藤　洋一　ＴＦＧ、サポートケアー従業員
大山　正道　坂本　　一　ＴＦＧ、サポートケアー従業員
渡邉　清喜　板倉　　正　ＴＦＧ、サポートケアー従業員
　　山田　　正　同上
中村有恵美　大西　由貴　ＴＦＧ従業員
　　中村　明美　サポートケアー従業員
西片　　正　小林　　誠　ＴＦＧ、サポートケアー従業員
小峰　禧一　野崎　太一　ＴＦＧ、サポートケアー従業員
野本　邦雄　　ＴＦＧ、サポートケアー従業員
金子　　昇　　サポートケアー従業員

イ　株式購入代金を振り込ませた預金又は貯金口座

【口座名義】	【金融機関名】	【口座番号等】
株式会社ＮＴＣ	ゆうちょ銀行	10150―87440471
株式会社ＮＴＣ	三菱東京ＵＦＪ銀行掘留支店	（普）0022577
株式会社朝日経済情報	ゆうちょ銀行	10100―87457011
株式会社朝日経済情報	三井住友銀行人形町支店	（普）1271707
ＴＦＧ株式会社	ゆうちょ銀行	10190―16464171
ＴＦＧ株式会社	住信ＳＢＩネット銀行法人第一支店	（普）1096007
ティフィナンシャルグループ投資事業有限責任組合	ゆうちょ銀行	10050―32448081
株式会社サポートケアー	楽天銀行第一営業支店	（普）7323104
株式会社サポートケアー	三菱東京ＵＦＪ銀行神田支店	（普）0237162

⑶　主な犯行手口

○　被告人らが、いわゆる名簿販売業者から購入した名簿に記載された個人宅（高齢者を中心とする。）に直接電話をかける。

○　電話に応対した被害者に対して、被告人らが、ＴＦＧ又はサポートケアー等の会社名を告げた上で、虚偽の肩書や偽名を名乗り、被害者に対して株式購入を持ちかける。

○　株式購入を持ちかける際の勧誘文言は、「ＩＰＯ株は、証券会社では手に入らないことがほとんどだが、当社はベンチャーキャピタルからＩＰＯ株を入手できる。どの銘柄でも公募価格でお譲りできる。」、「先日ご案内したＩＰＯ株が当社に少し残っている。残っている分をお譲りできる。」、「以前お話しした上場銘柄だが、当社で既に買って持っており、現在の株価よりも安い価格でお譲りできる。」など。

○　株式購入の意思を示した被害者に対して、株式購入代金名目で、被告人らが指定した金融機関の口座（ゆうちょ銀行等）に資金を振り込むよう指示をして、被害者をして資金を振り込ませる。

○　被害者に対して、あたかも被害者が振り込んだ資金で株式を購入しているかに装った「計算書」と称する書面を郵送するなどして、犯行の発覚を免れる。

○　被害者が、「株式を売却して、購入代金を返還してもらいたい。」などと依頼をしても、「別の銘柄でいいのがある。今の株式を売却して他の株式を買う方がいい」などと申し向けて資金の返還を拒む。

5　給付資金の額　金　1279万1190円（平成29年９月26日現在）

6　支給申請期間　平成29年10月27日から平成29年12月26日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名

ア　寺尾　正男
イ　湯沢　　孝
ウ　小峰　禧一
エ　藤井　靖久
オ　大山　正道
カ　渡邉　清喜
キ　中村有恵美
ク　西片　　正

⑵　裁判所名　ア、ウ、エ、オ、キ、クにつき
　　東京地方裁判所
　　イ、カにつき
　　東京高等裁判所

⑶　裁判年月日　ア、オ、クにつき平成26年８月28日
　　ウ、エ、キにつき平成26年10月10日
　　イにつき平成26年12月25日
　　カにつき平成27年２月26日

⑷　確定年月日　ア、オ、クにつき平成26年９月12日
　　ウ、エ、キにつき平成26年10月25日
　　イにつき平成27年１月30日
　　カにつき平成27年３月13日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人寺尾は、ＴＦＧ及びサポートケアーの実質的経営者、同湯沢は、両社の営業部長、同小峰、藤井、大山、渡邉、中村及び西片は、両社の従業員であるが

第１　被告人寺尾、湯沢、小峰、藤井、大山、渡邉及び中村は、平成24年12月17日から同月25日までの間、７回にわたり、ＴＦＧの事務所から、被害者２名に対し、電話で「新規上場株を公募価格でお譲りできます」などと嘘を言って、被害者両名をして、被告人らが管理する貯金口座に合計381万6000円を振り込み入金させ

第２　被告人寺尾、湯沢、小峰、藤井、大山、渡邉、中村及び西片は、平成25年３月11日頃から同年９月17日頃までの間、多数回にわたり、ＴＦＧ又はサポートケアー事務所から、被害者11名に対し、電話で前同様の嘘を言って、被害者11名をして、被告人らが管理する預金口座等に合計2671万9000円を振り込み入金させ

もって、それぞれ、団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させた

（罪　　名）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１
東京地方検察庁　総務部　被害回復事務担当
電話番号03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。